

令和3年度
第794回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 794 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 0 月 1 1 日(月)午後 1 時～午後 3 時
2. 開催場所 三島市役所中央町別館 4 階 第 1 会議室
3. 出席委員 農業委員 : 15 名
農地利用最適化推進委員 : 10 名
会長 1 番 廣瀬 和正
農業委員
2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子 4 番 山田 貴臣
5 番 梶 公彦 6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己 10 番 山田 隆志
11 番 山本 一喜 12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲
14 番 市川 保
農地利用最適化推進委員
15 番 三枝 登志夫 16 番 遠藤 康之 17 番 栗原 一雄
18 番 佐藤 廣美 19 番 鈴木 和彦 20 番 細井 信
21 番 渡邊 毅 22 番 今井 洋平 23 番 新井 寿
25 番 久保田 信幸
4. 欠席委員 24 番 伊東 忠彦
5. 議事日程 第 1 号議案 農地法第 1 8 条による解約通知について
第 2 号議案 非農地証明について
第 3 号議案 農地法第 3 条許可について
第 4 号議案 農地法第 5 条許可について
第 5 号議案 農地法第 4 条届出について
第 6 号議案 農地法第 5 条届出について
第 7 号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の
報告について
第 8 号議案 その他

6. 農業委員会事務局職員

三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主査 森田 将之、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

第 7 9 4 回三島市農業委員会総会進行

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。
それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしく申し上げます。

【会長】これより、第794回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、14名、欠席委員は、ありません。推進委員が、10名、欠席委員は、伊東忠彦委員です。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中14名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、4番 山田 貴臣 委員、7番 瀬川 稔 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第18条による解約通知について、事務局より報告願います。

(第1号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、非農地証明について、細井 憲子 委員、説明願います。

(第2号議案、細井憲子委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第2号、非農地証明について、事務局より説明します。本申請人は、所有者の相続財産管理人であり、当初、譲り受けたい者がいるため3条許可申請の相談を受けましたが、農地として利用しておらず、耕作する見込みがないと3条許可ができないことを伝えたところ、非農地証明により山林に地目変更した後、所有権移転を考えるとのことでした。現地調査を行ったところ、すべて、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、静岡県農地利用課が定めている指針の農地調整事務の概要に規定さ

れる証明する基準を満たしていると判断しました。以上ご審議のほど、お願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を承認いたします。続きまして、第3号議案、農地法第3条許可、案件1番について、細井 憲子 委員、説明願います。

(第3号議案・案件1番、細井憲子委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第3条許可、案件1番について、事務局より説明します。譲受人は、台崎や笹原新田などで耕作を営む専業農家になりまして、もともと当該農地を堆肥置場として利用していたことから、売買により所有権移転するため申請に至りました。譲受人は、40年程度の農業の経験があり、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人が300日年間従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、10,168㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。申請地周辺には、農地はなく影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われまます。また、近隣農家とも協力し、農道の整備等努めるとのことです。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第3号議案、農地法第3条許可、案件2番について、高橋 博幸 委員、説明願います。

(第3号議案・案件2番、高橋博幸委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第3条許可、案件2番について、事務局より説明します。

譲受人は、台崎や笹原新田などで耕作を営む認定新規就農者になりまして、もともと当該農地は農地中間管理機構を仲介し賃貸借により耕作しておりましたが、売買により所有権移転するため、申請に至りました。譲受人は、4年程度の農業の経験があり、トラクター1台、トラック2台、運搬機1台所有しており、機械、労働力、技術の要素から農地を効率的に利用できると判断しました。世帯での働き手は、本人及び妻、弟、母がそれぞれ300日従事しているため、問題ありません。譲受人の経営面積は、権利取得後、18,873㎡となり、下限面積3,000㎡を超えているため、要件を満たしております。これまで通り、譲受人が畑として

使用するため、農地はなく影響を及ぼすおそれは極めて低いと思われま。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとのこと。以上のことから、当該申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条許可、案件1番について、山本 一喜 委員、説明願います。

(第4号議案・案件1番、山本一喜委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第4号、農地法第5条許可・案件1番について、事務局より説明します。本申請人は、浜松市に本社を置く自動車学校業や太陽光発電事業を営む有限会社になりまして、県内で既に9箇所太陽光発電設備を実施した事例がある法人になります。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条第2項により、「街区の宅地の割合が40%を超える」ことから、第3種農地になります。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地整地費や施設設置費、撤去費などであり、すべて自己資金にて賄えることを預金通帳の写しを以て確認致しました。申請地には、高圧線のための地役権が設定されておりますが、地役権設定者の承諾を得ていることを、承諾書にて確認しました。本事業は令和3年12月3日から2週間程度の工事期間により、遅滞なく、転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、他法令の免許、許可、認可等の処分は農地法以外に必要ありません。本事業は、土地整地を行った後、防草シートを全面に敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。また、申請地の周囲をフェンスで囲い、隣地との境界には1メートルほど管理幅を設ける計画となっているため、周辺の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われま。また、被害が生じた場合、速やかに自責を以て防除対策を講じる旨を確認しております。その他、経済産業省への再生可能エネルギー発電事業計画の認定を得ていることや、電力会社との接続契約が締結されていることなど確認しました。以上のことから、本申請は許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条許可、案件2番について、市川 保 委員、説明願います。

(第4号議案・案件2番、市川保委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第4号、農地法第5条許可・案件2番について、事務局より説明します。

申請人は、梅名や玉川で耕作を営む兼業農家の娘及び娘の夫であり、今後の相続に関する協議をした際、次女夫婦は本申請地に分家住宅を希望したため、申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条第2項により、「街区の宅地の割合が40%を超える」ことから、第3種農地になります。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地整地費、家屋建築費であり、父親の贈与により資金を賄います。父親の金銭等の残高明細書により、資金がある旨を確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、11月10日から令和4年3月30日までの工事期間により、遅滞なく、転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第43条許可が必要となりますが、既に三島市都市計画課の事前審査は完了しており、許可ができる見込みがあることを確認しました。本申請地は、雑種地と一体利用されますが、雑種地の所有者も同一であり、使用貸借するため、問題なく利用できます。本申請地北側には、農地がありますが、境界には新設見切り工を設け、営農条件に支障をきたすおそれがないよう工事を行います。また、申請地西側の敷地が通路となるため、機械等の進入にも影響はありません。以上のことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条許可、案件3番について、市川 保 委員、説明願います。

(第4号議案・案件3番、市川保委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第4号、農地法第5条許可・案件3番について、事務局より説明します。申請人は、玉川で耕作を営む専業農家であり、現在の住宅が老朽化しており、高齢の母のためにもバリアフリーの住宅を建築することを目的に、今回農家住宅の建築の申請に至りました。申請地の農地区分は、農地法第5条第2項第2号により、農地法に規定される農地区分のどの要件にも該当しないことから、第2種農地になります。資力信用についてですが、本申請に係る事業費は、土地整地費、家屋建築費が必要です。現在、住んでいる住宅及び土地の売却費用を資金と致します。売買契約書にて、売却費用により、当該事業費を賄えることを確認いたしました。また、申請地には、抵当権や仮登記など農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、11月1日から令和4年3月30日までの工事期間により、遅滞なく、転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法の許可は農家住宅であるため、許可不要となります。建築確認の際、都市計画法施行規則第60条証明が必要となりますが、発行に問題が無い旨を都市計画課に確認しました。本申請地の周囲は、農地として残りますが、境界には見切り工を設けるため、営農条件に支障をきたすおそれはないと思われま。

以上のことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると判断しました。ご審議のほどよ

ろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第5号議案、農地法第4条届出について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第6号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(第6号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第7号議案、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(第7号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第8号議案、その他議案について、事務局より報告させます。

(第8号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第794回 三島市農業委員会総会 を閉会といたします。